

「愛知県まん延防止等重点措置」の再延長に伴う本校の対応について

愛知県立豊橋商業高等学校

1 学校運営の基本方針

「愛知県まん延防止等重点措置」が再延長されることを踏まえ、引き続き、感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を継続していく。

各学校の感染状況に応じて臨時休業の実施を迅速かつ適切に判断する。

2 感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスに「感染しない・させない」ためには、児童生徒等一人一人が自覚を持って感染拡大防止に取り組む必要がある。感染性・伝播性が高いとされるオミクロン株に対応した感染防止対策を、ワクチン接種を終えた者も含めて徹底するよう、指導を行う。

(1) 登下校、放課後及び休日

ア 同居家族等も含めて毎日の健康観察を実施し、児童生徒等に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状が見られる場合、登校させない。

イ 感染が拡大している地域については、同居家族等に同様の症状が見られる場合も登校を控えるよう保護者等に働きかける。

ウ 児童生徒の同居家族等が濃厚接触者に特定された場合（※）、当該家族が無症状で3日間経過又は検査で陰性が判明するまでは、児童生徒の登校を控えるよう保護者等に働きかける。

※感染者、職場、学校等から連絡を受け、濃厚接触の疑いがあるとして所定の期間自宅待機することとなった場合を含む。

エ 放課後は、寄り道をせずまっすぐ帰宅するよう指導する。放課後や休日の学校外における個人の行動においても、感染防止対策について自ら留意するよう児童生徒に指導する。

オ 登下校中も含め、校内では、原則マスクを着用するよう指導する（不織布マスクを推奨）。

ただし、マスクの着脱については、熱中症等への対策を優先させること、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保することを併せて指導する。

(2) 時差登校、分散登校

公共交通機関を利用する児童生徒が多い学校は、地域の感染状況に応じて、公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう時差登校の実施を検討する。また、学校の実情に応じて分散登校を検討する。

(3) 校内における感染防止対策

ア 昼食等の食事は、自席で食べるなど対面にならないようにし、会話をしないよう特に指導を徹底する。また、食事後は速やかにマスクを着用するよう指導する。

- イ 「3密」と「大声」の回避、こまめな手洗、咳エチケットを徹底するよう指導する。
- ウ 教室等の常時換気を実施する。なお、熱中症や寒さなどによる健康被害が生じないよう、調節可能な服装を認めるなど、柔軟な対応をする。

(4) 教職員の感染防止対策

- ア 教職員も常日頃から上記感染防止対策を徹底する。
- イ 会食や外出、都道府県間の移動等については、国や県が示す指針を遵守する。
- ウ 教職員のワクチン接種について、正しい情報を提供しながら推奨する。

(5) 新型コロナワクチンについて

ワクチン接種に関わる個人情報は、その管理を適切に行うとともに、ワクチン接種を受けていない児童生徒及び教職員が接種の強制や差別的な扱い等を受けることがないよう十分に配慮する。

3 教育活動上の対応

(1) 実施を慎重に検討する活動

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施は、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。

- ① 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ② 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ③ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ④ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ⑤ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(2) 修学旅行等の校外行事

修学旅行等の校外行事の実施については、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で慎重に判断する。

(3) 学習活動

- ア 教室等においては、児童生徒の間隔を、1メートルを目安に学級内で最大限確保する。
- イ 体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、運動を行っていないときは、可能な限りマスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症等への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。
- ウ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒については、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能である。その判断に当たっては、高

齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況、地域の医療体制のひっ迫の程度等を踏まえることが必要と考えられる。

- エ 分散登校や臨時休業等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学校に配備したタブレット端末や、民間の学習支援サービス（スタディサプリ、ロイロノート、チームズ等）を活用し、可能な限りオンラインによる学習支援を行う。

（4）部活動

部活動は、感染防止対策を徹底した上で再開する。なお、部活動休止期間中の運動不足を考慮し、準備運動を十分に行い、運動強度は段階的に高める。

- ア 対外的な練習試合、合同練習の実施は、実施周辺地域の感染状況に応じて、活動時間や活動場所を検討しながら、感染防止対策を講じた上で慎重に判断する。

部合宿は、自粛する。

- イ 公式戦への参加は周辺地域の感染状況に応じて、慎重に判断する。

- ウ 児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発生する活動及び室内で近距離で行う発声や演奏を伴う活動の実施については、地域の感染状況に応じて、慎重に検討する。

- エ 活動の開始時と終了時には、児童生徒の健康状態の把握や感染防止対策指導を行った上で実施する。なお、教員が常時立ち会わないことも可とする。

- オ 運動を行っていないときは、原則マスクを着用する。ただし、マスクの着脱については、熱中症等への対策を優先し、着用しない場合は人との身体的距離を十分に確保する。

- カ 活動の際には、部活動前後での集団での飲食や、部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、付随する場面での感染防止対策も徹底する。

4 保護者との連携

学校内で感染拡大を防ぐためには、ウイルスを持ち込まないことが重要であります。同居家族等も含めた健康観察、また、「愛知県まん延防止等重点措置」に基づき各家庭においても感染予防に努めていただくようお願い申し上げます。